消費生活サポーター通信

令和8年度第8号（令和8年11月発行）

今月のテーマ



インターネット通販の中古車購入に注意！

事例

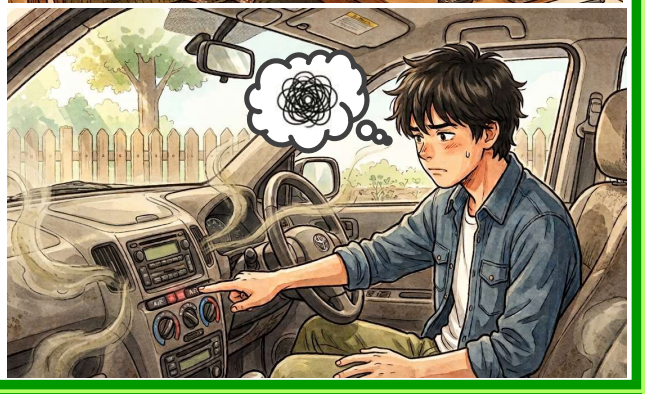
・インターネット通販で、県外の販売店から実物を見ずに中古車を購入した

・「特に不具合はない」と聞いていたのに、納車された車のエアコンが壊れていた

・販売店に問い合わせると、「店に車を持ってきてほしい」と言われたが、販売店までは遠いので持ち込むことが難しい

・販売店は「不具合はない」と言っていたので、契約をキャンセルし、代金を返してもらいたい



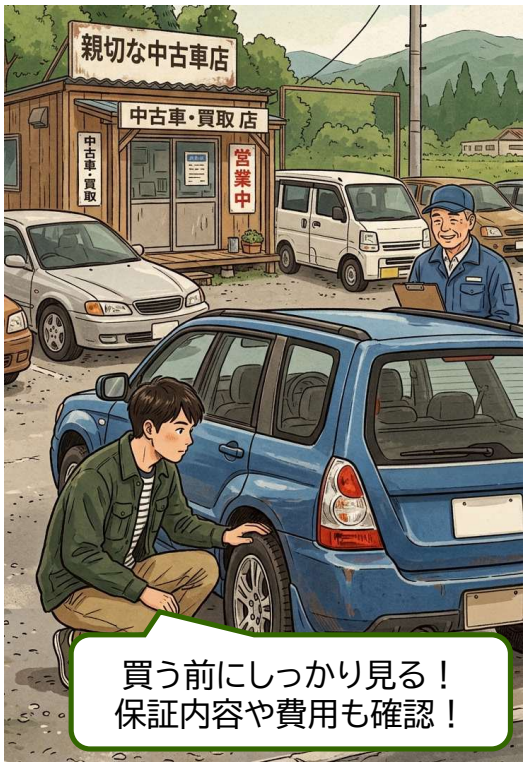


アドバイス

○中古車は1台ごとに品質や状態が異なるので実物を直接見て、試乗するなどしてから契約するようにしましょう

○中古車を購入するときは、事前に保証の有無やその内容、キャンセル時に必要な手続きや費用もしっかり確認しましょう

○販売店が遠方の場合、納車された車に不具合が見つかっても連絡が取れなくなるリスクがあるため、アフターサービスまで含めて信頼できる販売店から購入するようにしましょう



（編集・発行）青森県消費生活センター
〒030-0822　青森市中央3－20－30　県民福祉プラザ5階

おかしいな、困ったなと思ったら
消費者ホットライン（局番なし）☎188（いやや）へすぐ相談！
（お近くの消費生活センターにつながります）

公式LINE登録してね
友達登録方法
右のQRコードを読み込む
または
LINEの「友だち追加」から「@638mbqrp」をID検索する



マスコットキャラクター
テルミちゃん
☎(Tel Me)